

「生きていれば二十歳に」＝遺族、仏壇に酒－26日 控訴審判決・大川小津波訴訟

東日本大震災の津波で犠牲になった宮城県石巻市立大川小学校の児童の遺族が、市と県に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が26日、仙台高裁で言い渡される。6年生だった一人息子の大輔君＝当時（12）＝を亡くした原告の今野浩行さん（56）は、今年の3月11日を前に、仏壇に酒とたばこを供えた。「生きていれば今年で二十歳。跡継ぎとして厳しく接してきたが、もうその思いも理解してもらえない」。7年という時間だけが過ぎ、無念さが薄まることはない。

高校生だった長女麻里さん＝同（18）＝、次女理加さん＝同（16）＝も、自宅ごと津波にのまれた。

2人が成人するはずだった年には、写真を晴れ着姿に加工し、記念とした。

大輔君の遺影は、まだあどけない笑顔を浮かべる。妻ひとみさん（47）は「小学生の顔に背広を着せられないし、どんな成人になったか想像もできない」と話す。末っ子で甘えん坊だったという大輔君を、「ちゃんとお姉ちゃんたちの言うこと聞いているのかな」と今でも心配してしまうという。

浩行さんは「自分が存在しなければ子どもたちはこの世に出て来ず、死なずに済んだのに」という思いすら抱き、自宅にいた娘たちを守ってあげられなかったことに自責の念を持ち続けている。だからこそ、「学校の管理下にいた息子がなぜ犠牲になったのか、理由を知りたい」という気持ちは強く、他の遺族と共に学校や市に説明を求めてきた。「時間に比例して事実が少しでも明らかになっていけばまだしも、何も変わっていないのが一番つらい」と疲労をにじませる。

控訴審判決を前に、眠れない日々が続く。「本音を言えば、教訓にするために息子は死んだのではない。生きていてほしかった」。浩行さんはそれでも、「事実を明らかにして、教訓を未来の命につなげなければ」と語気を強めた。



3人の子どもの写真や逸品を並べた棚の前で、大輔君の写真を見詰める今野浩行さん＝12日、宮城県石巻市